

## 環境法政策レポート

DAIKAN

## 「環境法政策を読む」有害使用済機器の規制 2

有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会

第3回検討会

有害使用済機器の保管について、10月20日第3回検討会が開催され、中間とりまとめ案について検討が行われ、11月上旬に、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会において報告の予定である。

12月には、有害使用済機器に関するガイドライン（案）について検討の予定である。

**□ 改正廃棄物処理法第17条の2にかかる政省令規定事項について中間とりまとめ案**

## 1. 有害使用済機器の指定

対象機器：家電4品目、小型家電28品目をすべて指定

指定する機器の単位：品目単位

## 2. 有害使用済機器の保管及び処分に関する基準

廃棄物処理法の基準を基本とする事項1)に加えて、いわゆる雑品スクラップの火災が頻発していることや他制度上の制約がかかるような取扱いになっていないことを踏まえ、人の健康・生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から講ずるべきとする、廃棄物処理法と異なるあるいは追加的事項2)がある。

## (1) 有害使用済機器の保管基準（案）

1) 保管場所の要件、保管場所からの飛散・流出・地下浸透防止等、衛生管理

2) 保管時の火災発生防止

① 火災防止の観点から保管の高さを概ね5m以下とする。

② 火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等については、火災にならないよう回収し、適切に処理する。

火災及び延焼の防止の管理を容易にする観点から、金属スクラップ等その他資源物や廃棄物等と分別して保管する。

## 「環境法政策を読む」 有害使用済機器の規制 2

### (2) 有害使用済機器の処分基準（案）

- 1) 飛散・流出防止、悪臭・騒音・振動防止等、特定品目に係る処分基準、処分施設の生活環境保全措置
- 2) 処分時の火災発生防止：火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等については火災にならないよう、回収し適切に処理する

### 3. 有害使用済機器の保管等に関する届出除外対象者

- (1) 廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者（有害使用済機器と同等の機器を取扱う事業者に限る、許可・認定等に係る事業場と同一敷地内の事業に限る）又はこれらの許可等を要しないことと整理されている者
- (2) 有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないと考えられる者：事業場の敷地面積 100 m<sup>2</sup>未満の者
- (3) いわゆる雑品スクラップ業者以外の者であって、かつ、有害使用済機器の保管等を業として行おうとする者（有害使用済機器の適正保管を行うことができる者に限る。）

### 4. 有害使用済機器の保管等に関する届出事項・書類

申請者の基本情報	氏名又は名称、住所、その他申請者の基本的情報を示す書類
事業一般に関する事項	事務所及び事業場の所在地、事業計画の概要、事業開始年月日、事業場の概要、事業場の面積、付近の見取図、事業の用に供する場所の使用権限を有することを証する書類
保管に関する事項	保管する品目、保管場所の面積、保管量の上限、保管高さ上限、保管場所の構造がわかる図面（平面図、構造図等）
処分に関する事項	処分の方法、処分する品目・数量、処分施設の種類・数量・設置場所・構造の概要がわかる図面（平面図、構造図等）

### 5. その他の必要事項

- (1) 有害使用済機器の保管又は処分について、帳簿を作成し備え付ける（品目毎、引取先、引取量、取扱方法（解体、処分）、引渡先、引渡数量等を記載）

### 6. 今後の検討事項

○湯沸器、配電盤、無停電電源装置（UPS）については、火災原因となる可能性や、鉛等の含有があることから、更なる実態把握の上で、今後の機器の指定の検討に当たり特に考慮すべきである。〔以下省略〕

#### ■ 事業者における留意点

今後の検討事項にその他機器として、バッテリー、オートバイや農機具、自動販売機やショーケースが挙げられている。今後更なる実態把握により、有害性と不適切な処理の可能性の有無が明らかにされていく。事業者として今後の機器の指定にかかる議論の方向性に注視していく必要がある。